

自家用有償旅客運送の更新登録について

(1) 自家用有償運送の許可・登録状況について

許可・登録 状況	許可・登録 年月日	有効期間		備 考
		始	終	
新規許可	H16. 7. 1	H16. 8. 1		市営バスの有料化に伴う許可
許可	H16. 11. 24	H16. 12. 6		ダイヤ改正に伴う許可
登録	H19. 9. 10	H19. 10. 1	H20. 9. 30	道路運送法改正に伴う届出 登録番号「北新市交第6号」
更新登録	H20. 9. 18	H20. 10. 1	H23. 9. 30	有効期間3年
更新登録	H23. 9. 28	H23. 10. 1	H26. 9. 30	有効期間3年

(2) 市町村運営有償運送の必要性

阿賀野市営バスが運行される前の状況

- ・バス等の公共交通機関がない地域が多数あり、既存の公共交通を利用する場合、駅やバス停に移動する手段がない。
- ・公共交通がない地域を民間のバス事業者が運行することは収支的に困難なため、民間のバス事業者が撤退、または新規に運行されない。



阿賀野市営バスを運行することにより、市民の移動手段を確保することが可能となります。

- ・交通空白地域がほぼ無くなり、また、学生やお年寄りの方、いわゆる交通弱者の方には生活をする上で必要な移動手段を確保することができる。
- ・市が運行することにより、時刻設定やバス停の設置など地域に合わせた運行計画を策定できる。
- ・既存の鉄道や民営路線バスと接続させることにより、民間の公共交通を補完することができる。

⇒今後も阿賀野市営バスの運行を継続することが必要です。

(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

① 運行の態様（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行等）

項 目	内 容
現在の登録	路線定期運行
更 新	変更なし ※運行当初から定められた路線を定められた時刻で運行しており、定時定路線運行が利用者に定着しているため。

②運賃及び料金

項 目	内 容
現在の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生以上（乗車1回につき） 100円 ・小学生（乗車1回につき） 50円 ・小学校就学前の幼児 無料 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、新 潟水俣病の受診証・医療手帳・保健手帳をお持ちの方 無料 <p>※身体障害者手帳等をお持ちの方が1人で乗車することが困難な場合、付き添いの方 無料</p>
更 新	<p>変更なし</p> <p>※民営路線バスと比較すると安価な料金設定ですが、民営路線バスと競合する路線はほとんどなく、事業者との間に不当競争を引き起こすことはありません。</p>

※旅客から収受する対価について

- ・ 運送の対価（距離制、時間制、定額制）
定額制（均一運賃）を採用し、運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価をさだめています。
- ・ 対価の設定
道路運送法施行規則第51条の15に規定する「燃料費等を勘案して実費の範囲内であること」「合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること」が求められておりますが、運行開始前に行ったアンケート調査に基づき、対価を設定し、近距離利用者の方にも負担にならない設定としています。

③事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

（イ）路 線

<現在の登録>

<<更新>>

	路線名	起 点	主たる 経由地	終 点	キロ程	更新内容
1	分田線	市役所	分田	あかまつ荘	15.8km	変更なし
2	千唐仁線	市役所	千唐仁	あかまつ荘	22.5km	変更なし
3	江端線	市役所	江端	あかまつ荘	22.4km	キロ程を22.5kmに変更する。 ※ダイヤ改正による経路変更
4	寺社線	市役所	寺社	あかまつ荘	19.1km	変更なし
5	大室線	市役所	大室	あかまつ荘	23.4km	キロ程を26.5kmに変更する。 ※キロ程に誤りがあったため
6	駒林線	市役所	駒林	京和荘	27.0km	変更なし
7	前山線	市役所	前山	京和荘	24.6km	変更なし
8	折居大日線	市役所	折居・ 大日	笹神支所	35.6km	変更なし
9	神山線	市役所	神山	笹神支所	37.4km	キロ程を42.3kmに変更する。 ※ダイヤ改正による経路変更
10	安田地域 循環線	安田支所	あかま つ荘	安田支所	43.7km	変更なし
11	五頭温泉郷線	笹岡小 学校	笹神 支所	市役所	6.9km	変更なし
12	五頭温泉郷線	下須走	笹岡小	笹神支所	2.8km	変更なし

(ロ) 運送の区域

項目	内容
現在の登録	阿賀野市
更新	変更なし

(ハ) 使用車両

<現在の登録> 16台

<<更新>>

	路線名	仕様・形状	定員	備考	更新内容
1	分田線	大型バス	47人	日中の時間、水原郷病院の玄関前に入れる車両	変更なし
2		大型バス	78人	朝夕の学生の利用が多い時間に対応する路線バス仕様車両	
3	千唐仁線	マイクロバス	35人	路線バス仕様	
4	江端線	マイクロバス	29人		
5	寺社線	マイクロバス	29人		
6	大室線	マイクロバス	29人		
7	駒林線	マイクロバス	35人	路線バス仕様	
8	前山線	マイクロバス	29人		
9	折居大日線	マイクロバス	35人	路線バス仕様	
10	神山線	マイクロバス	26人	自治会が点在するため、2台で運行	
11		マイクロバス	29人		
12	安田地域循環線	マイクロバス	29人		
13	(予備車)	マイクロバス	29人		
14	(予備車)	マイクロバス	29人		
15	(予備車)	マイクロバス	42人		
16	(予備車)	普通自動車	8人		

④運行計画

<現在の登録>

<<更新>>

	路線名	運行日	運行時間	便数	更新内容
1	分田線	月～金	7:25～18:42	14便	変更なし
2	千唐仁線	月～金	8:00～16:40	6便	変更なし
3	江端線	月～金	8:30～16:30	7便	変更なし
4	寺社線	月～金	7:35～15:50	7便	変更なし
		日	9:17～15:50	2便	9:17を9:15に変更する。
5	大室線	月～金	8:34～16:27	5便	変更なし
6	駒林線	月～金	7:30～18:17	11便	変更なし
7	前山線	月～金	7:20～16:00	6便	16:00を15:59に変更する。
8	折居大日線	月～金	7:22～17:00	8便	変更なし
9	神山線	月～金	7:28～15:38	10便	変更なし
10	安田地域循環線	月～金	7:40～17:35	8便	変更なし

※上記の便数は、学休日運休便も含む。

⑤路線又は営業区域の休廃止等一休廃止はありません。

⑥運行主体の選定

項目	内容
現在の登録	阿賀野市
更新	上記と同じ

※運転業務及び運行管理業務については、毎年度契約する業者に委託する。

⑦その他

(イ) 市町村運営有償運送に使用する自動車の種類ごとの数

	事務所名	バス	普通自動車	平成 23 年度運行路線
1	(株)新和旅行	2	0	分田線
2	(株)宇尾野設計・機工	3	0	千唐仁線、駒林線、前山線、江端線・五頭温泉郷線・安田地域循環線の一部
3	五頭タクシー(株)	1	0	神山線、安田地域循環線の一部
4	水原タクシー(株)	1	0	寺社線
5	(有)白鳥タクシー	1	0	江端線
6	安田タクシー(株)	2	0	大室線、安田地域循環線
7	(株)佐藤モータース	2	0	折居大日線、神山線
8	阿賀野市	3	1	(予備車)
	合計	15	1	

(ロ) 運転者に求められる要件

道路運送法施行規則第51条の16に定める者としています。

第二種運転免許を受け、かつ免許停止中ではない者、もしくは第一種運転免許を受け、かつ過去2年以内に免許停止がない、次のいずれかの者

A. 認定講習（阿賀野市営バス運転者講習等）を修了した者

B. 自家用自動車管理業運転サービス科を修了した者

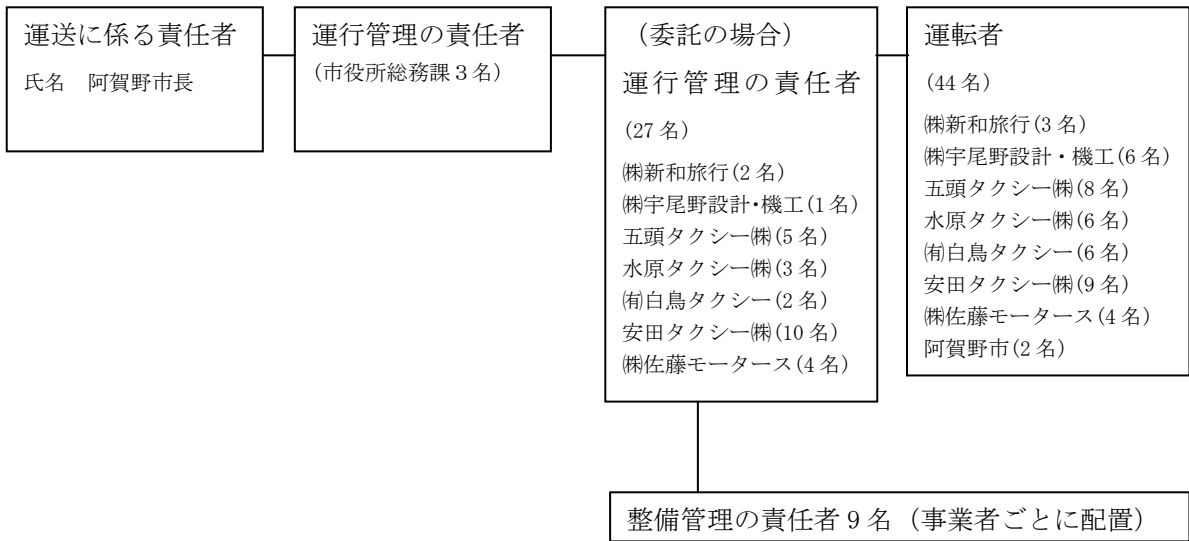
(ハ) 損害賠償措置

一定の損害賠償措置（対人8000万、対物200万）が必要とされておりますが、市営バス運行に関して、市営バス運行の受託業者において対人対物無制限の保険をかけております。

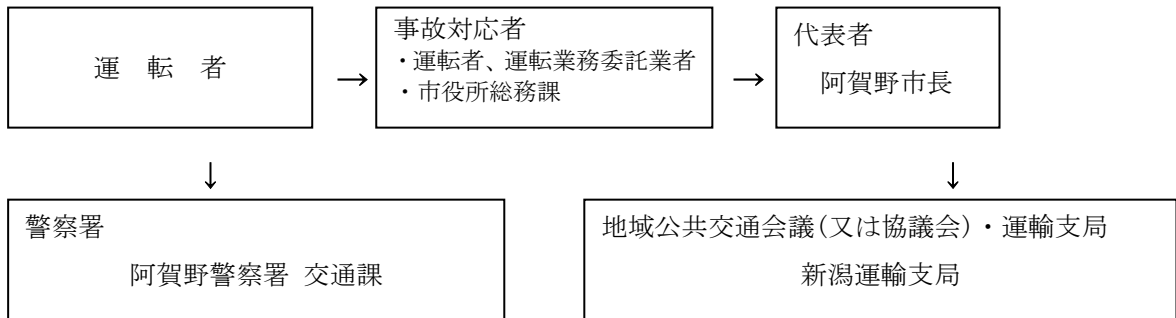
(二) 運行管理・整備管理・事故時・苦情処理の連絡体制

○運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

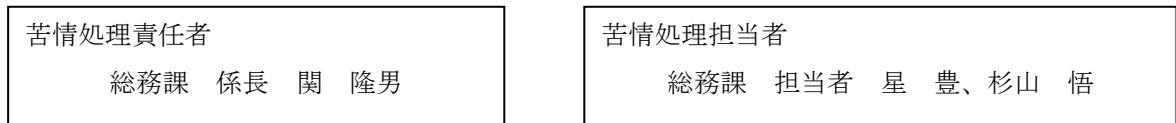
運行管理の体制



○事故処理連絡体制



○苦情処理体制



(木) 平成19年度協議（合意）事項の事後報告とすることについて

【新規バス路線の運行を計画する場合】

次の①～⑦について、地域公共交通会議での協議が必要です。

- ①運行の態様
- ②運賃および料金
- ③事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- ④運行計画
- ⑤路線または営業区域の休廃止等
- ⑥運行主体の選定
- ⑦その他必要と認められる措置

ただし、既に協議が調っている場合（既に運行している場合）においては、運行回数、運行時刻等、次の（イ）～（ニ）のような軽微な変更に限って、次回地域公共交通会議への事後報告事項とする。

（イ）運行回数の変更

- ①路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ②路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

（ロ）運行時刻の変更

- ①路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ②路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。
- ③JR羽越本線のダイヤに合わせて変更する場合。
- ④学校の始業・終業時刻に合わせて変更する場合。

（ハ）運行経路の変更

- ①道路改良等により変更する場合。
- ②既存の停留所を廃止することなく変更する場合。
- ③路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ④路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

（ニ）停留所の設置（又は廃止）

- ①現行路線の運行経路を変更することなく停留所を設置（廃止）する場合。
- ②路線沿線の地域住民等の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。
- ③路線沿線の小中学校の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。